

3 学振第 7 4 6 号
令和 3 年 6 月 1 8 日

各私立学校設置者 様
各私立学校長 様

愛知県県民文化局長
(公 印 省 略)

緊急事態措置から「まん延防止等重点措置」への移行に伴う私立学校の
対応について (通知)

このたび、令和 3 年 6 月 20 日に本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法
に基づく緊急事態宣言の対象区域から除外され、令和 3 年 6 月 21 日から「まん
延防止等重点措置」を実施すべき区域とされることに伴い、別紙 1 のとおり知事
からメッセージが発出されました。

このため、令和 3 年 6 月 18 日付け 3 教保第 3 5 7 号で愛知県教育委員会事務
局長から各教育事務所長・支所長及び各県立学校長あてに、別紙 2 のとおり通知
されましたので、これらを参考に、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努め
ていただきますようお願いいたします。

担 当 県民生活部学事振興課
私学振興室認可グループ
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 8 8
F A X 0 5 2 - 9 7 1 - 9 8 8 9
電子メール shigaku@pref.aichi.lg.jp